

哲学委員会分科会の設置について

分科会等名：芸術と文化環境分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	哲学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	現代では、芸術作品はそれ自体の内実ではなく、その作品が位置する環境との関連のもとで受容もしくは制作されている。作品にもまして、制作者のアトリエに、また美術館や上演会場たる劇場に、あるいはそれを包含する都市環境に、ひいては情報社会の特異な通信環境にも注目せざるをえないのが現代社会である。芸術をめぐる公共性や芸術的創造力の現代性を社会と環境という観点から追究することを目的とする分科会である。現代もしくは近未来の社会に占める芸術と文化の役割の解明という観点から、第二部、第三部の分科会に協力を求めることもある。本分科会は、長期にわたる継続的な活動を必要とするため常設とする。
4	審議事項	① 芸術の制作及び受容を取り巻く環境条件について審議する。 ② 「芸術と公的組織・制度との関係」について審議し、シンポジウムを企画するとともに提言を行う。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上の継続